

科目名	受講クラス	学籍番号	氏名	採点
R3 R法①				41

設問1.

第1. 請求1の可否

20/35

1. AはCに対し、甲に対する自己の所有権(R法206条)に基づく返還請求権としての甲返還請求をしていると考えられる。かかる請求が認められるには、甲がAが所有すること及び甲がCが占有していることを要する。

① 2

2. これに対しCは、Dが甲の所有権を取得したことを⑦の事実により主張している。すなわち、Cは、即時取得(R法42条)に基づきDが甲の所有権を取得したことにより、Aは甲の所有権を喪失したという所有権喪失の抗弁を主張している。こととなる。すなわち、Cのかかる所有権喪失の抗弁の主張は認められる。

② 2

(1). 即時取得の成立のための実体法上の要件は、①取引行為により、②公然かつ平隠に、かつ公然と③動産の占有を開始し、占有開始時において④善意であり、かつ⑤過失がないことである。もともと、占有者は、所有の意思をもつ、善意で平隠に公然と占有するものと推定される(民法(86条1項)から、②、④の事実についてこれを主張・立証する必要はなく、即時取得の成立を争う者がこれを主張・立証しなければならぬ。また、占有者が占有物について行使する権利は適法に有するものと推定される(民法(88条))。そのため、前主はどの占有について無過失であることが推定される結果、前主からこれを譲り受けた者も無過失であることが推定される。そのため、⑤の事実についてもこれを主張・立証する必要はなく、即時取得の成立を争う者がこれを主張・立証しなければならぬ。

③ 2

その結果、Cは、①及び③に該当する事実を主張・立証すれば足りる。

(2). 令和2年5月15日、Bは、Dに対抗して借入金(債務の弁済)に代えて甲をDに譲渡している。そのため、Dは、代物弁済(民法(482条))という「取引行為」によりBから甲を譲り受けている(①充足)。

(2) として、かかる代物の并合に基づきその「占有を~~開始~~始めた」といえるならば、上記Cの并合は認められる。もっとも、AはBからDへの譲渡後もCが甲を現実
に支配する状況には変わりがないという①の主張により、「占有を開始した」とい
えないと反論している。すなわち、下条第①に於けるAの主張は、「占有を開始した」とい
う要件を満たしていないから、Cによる所有権喪失の并合は認められないと
いう否言を意味するものであるといえる。⑤ 2

そこで、かかるAの反論が認められるかどうかが問題となる。

ア. 真の権利者の利益を犠牲にした上で動産の占有を取得した者の利益を保護
しようとした即時取得制度の趣旨に照らせば、「占有を~~開始~~始めた」とい
えるためには、一般外観上、従来の占有状態から変更を生じていると要す
と解すべきである。⑥ 1

イ. 確かに、Aが①において主張するとおり、BからDへの譲渡後もCが甲を現実
に支配する状況には変わりがない。しかし、BはCに対して、甲を譲渡Dに譲渡
したので、以後はDのために占有し、甲はDに返却するよう指示している。したがって、
BからDに対して、Cを介した指図による占有移転(民法184条)がなされたといえる。⑦ 3

そして、代々理人であるCを介してこのような占有移転がなされた以上、たとえCが
甲を現実支配する状況には変わりがないとしても、一般外観上従来の占有状態から
変更を生じたといえる。⑧ 1

ウ. よって、①による反論は認められず、
⑨ 1

(3) したがって、Cの所有権喪失の并合は認められる。

3. もっとも、Cの即時取得の成立による所有権喪失の并合は認められるとしても、
甲は盗品であったのだから、その被害者は盗難の時から2年以内、占有者に対して
その物の⑩ 1倍を請求することができる(民法193条)。⑩ 2

※解答は左ページから書き始めてください。

(1) 同条は、「被害者又は遺失者」と規定されているところ、盗難 遺失の時まで所有者となつた者にまだ所有権の回復が認められるとするのは妥当でない。そこで、同条は、占有 有の回復について規定したものであると解釈される。したがって、被害者又は遺失者は、盗難 又は遺失の時から2年経過したときその物に対する所有権を有しており、2年経過してはじめて占有者はその所有権を取得することとなる。

(2) 令和2年4月10日、Aが所有する工作機械が盗まれ、同年10月15日AはCに於て甲の返還を求めた。したがって、まだ2年経過していない以上、甲の所有権はなおAのものにある。

④の主張は、民法193条に基づく占有回復請求権を根拠とするものといえる。

4. 以上より、請求1は認められ~~ない~~る。

T=2日、AはBがCに対して支払った対価である借入金(債務の弁済)に~~する費用を支~~ 付なければならぬ。甲は回復請求をすることができないから、Cは、AがBに対してこれを支 付するまでは請求1を行使することができない(民法194条)。X ④の主張

第2. 請求2可否

1. AはCに対し、民法190条1項に基づき同年5月1日から甲がAに返還されるまでの期間の (使用料相当額の支払いを請求すると考えられる。

(1) 同項は、民法190条の特則にあたる。本件は、物の占有に関する費用の償還の問題 となる事案であるから、民法190条1項は適用すべき事案と考える。

(2) Cは、BがBが甲へ適法に所有権を有すると言明し、BがBのために甲を占 有していたことから、自己が甲を占有する権原を適法に有すると言明していた善意占有 者であるとも思える。しかし、請求1においてBは通り、Cは本権の請求において 敗訴した悪意占有者にあたる。そのため、同項に基づき果実返還義務を負うこと になるとも思える。

(3) しかし、民法194条は、占有者が代価を償還しなければ、その物を回復することゝして、占有者の公平を、図ろうとしてこれを趣旨とする。しかし、物の占有者は、代価を償還して物の占有を回復するか、占有の回復を諦めるかを、選択することゝして、占有者には、~~選択~~ 被害者が占有の回復を諦めた場合には、民法に使用利益を取得することゝして、占有者にもかわらず、被害者が代価を償還した場合には、占有者も使用利益の返還をしなければならぬという不安定な地位に立たされることとなり、同条の趣旨に反する。そこで、物の占有者は、被害者による代価償還があるまでは、民法に占有する物の使用利益を得ることゝして、角早すべきである。

(4) したがって、AからDに対する代価償還があるまでは、Cも民法に占有する物の使用利益を得ることゝして、角早すべきである。

2. よって、請求2は認められない。

設問92. 4/25

第1 (1) について。

1. 契約①は、Eが令和3年6月から10月までの5か月間、AA事業所にて本件遺品を保管して週4回の授業を行うことを債務とし、これに対してAが月額60万円及び同年の合算手数料に依りて成功報酬を支払うことを内容とする。

2. したがって、契約①は、AがEに対し法律行為でない事務の委託をし、これに対してAがEに対し報酬を支払う旨の報酬支払特約付の準委任契約(民法656条・643条、648条1項)である。

第2 (2) について。

1. 請求3の可否。

(1) EはAに対し、契約①に基づき報酬支払請求(民法648条1項)をしていると考えられる。

科目名	受講クラス	学籍番号	氏名	採点
R3民法②				

- (2) これに対しAは、同年8月6日、AがEに対し善処を求めた時点で善処の解除(民法651条)があったと主張して、租税全額の支払いを拒むことが考えられる。
- しかし、Aは、Eに対し「このままの状況が継続しようとしており、同年8月末まで本件講座を取りやめさせる」と言っていることから、上記Aの善処を求めた時点で善処の解除の(催告がされた)にすぎず、いまだに善処解除後の行使があったとはいえない。よって請求。
- (3) したがって、請求3は認められる。
2. 請求4の可否
- (1) EはAに対し、契約①の債務不履行に基づき損害賠償請求(民法415条1項、445条4項)をすることが考えられる。
- (2) もっとも、契約① ~~前記1と前記2~~ AにおけるAの(債務は、AのEに対する月額の租税全額支払いのみであり、Aについて債務不履行は認められない。
- (3) よって、請求4は認められない。
- 第1. (1)について
1. HはFに対し、連帯保証契約(民法446条、454条)に基づき連帯保証(債務)の履行として、500万円の支払請求をしている。
- (1) これに対しFは、本件(債務)の消滅時効を主張し、~~500万円の~~ 本件(債務)が消滅時効により消滅した結果、付随性によりFの連帯保証(債務)も消滅することとなる(民法166条1項1号、(45条)から、Fは500万円の全額の支払いを拒むことができると反論することが考えられる。
- 本件(債務)の消滅時効は令和10年4月1日であり、令和15年4月1日が経過しているから、Fは本件(債務)の消滅時効を主張することができると思える。
- しかし、令和10年6月20日、AはHに対し本件(債務)の消滅の旨を求める書面

を送付しているところ、かかるAの行為は権利の承認(民法152条1項)にあたるとして、
 かつ、令和10年6月20日時点において時効の更新事由が認められるところ、~~その効力は~~
 (異議人であるFに対してもその効力が及び(民法457条1項))。
 したがって、Fは、AからHに送付する書面を送付の事実を知らなかったとしても、時効の更新に
 5 ~~必要~~の効力が及びのうえから、その時点から算しては時効が完成し、消滅時効の援用はできず、
 消滅時効の援用をすることができない。
 よって、上記Fの反論は認められない。
 (2) さらにFは、契約③に基づき連帯保証(債務の時効の援用)消滅時効を援用して、
 10 かかる連帯保証(債務が時効により消滅したと主張することが認められる。
 令和4年8月22日、本件(債務)を主債務とする契約③が締結されているところ、契約③に基づき
 連帯保証(債務の消滅時効)は令和10年4月1日である。令和15年4月1日は経過しているから、
 連帯保証(債務)は④に係る消滅時効は完成しており、Fはこれを援用して~~500万円~~連帯保
 証(債務)500万円の支払いを拒むことができる。 民法457条1項
 (3) さらにFは民法457条2項に基づき両方(代金)100万円の支払いを拒むこともできる。
 15 *2、よって、Fは、Hに対し500万円全額、両方(代金)100万円分のいづれかについて支払
 いを拒むことができる。
 第2.
 1. FからA、Gに対する求償の可否。
 (1) Fは、Aから委託を受けずに契約③を締結しているところ、FはAに対し、民法462条
 20 1項、459条2第1項に基づき求償を請求することができる。
 Fは、Hに300万円を返済(民法473条)して(債務の消滅行為をしたといえるから、Aは
 その当時300万円の金(本件(債務)の支払いを免れるという利益を得ている。 ~~ため~~
 したがってFはAに対し300万円を求償することができると。
 ② 1/4
 ④、⑤ 0/6
 ⑥、⑦ 0/4
 ⑧ 4
 ⑨ 1/3
 ⑩ 4

※解答は左ページから書き始めてください。

6 ページ

裏面へ

(2) FとGは、等しい割合で本件債務を負担する(民法 456条 427条)。

そこで、FとGに対し、民法442条1項に基づき、~~150万円~~につき求償を請求することができる。

以上。

⑫ ⑮

2/12

19/100

第 13 本問

(設問1)

11/35

1. ③について.

(1) BC間で甲の使用貸借契約が締結され、よてCは甲の占有権を有する(民法543条以下法文省略)。よて、BがDに甲の所有権を移転していても、依然としてCは甲の占有権を有すると主張する。

本意は?? 理由??

(2) ①(カ) このCの主張は 否定的である。DC間で甲についての使用貸借契約は存在せず、甲所有者Dに対し、Cは甲の占有権を有しない。すなわち、Bは甲の所有者ではない以上、BはDに甲を占有しているものの履行を請求することはできない。よて、CはDから甲を借りているとはいえない、③の主張は正しい。

2. ①について.

なぜ内債にしないのか 理由は?

(1) Dが甲の所有権を有するか、が問題となる。Dとしては甲を即時取得したと主張する(192条)。これは、Dが甲を譲り受け、Bが甲について無権限者である以上、代物弁済をすべき時にDに無権限者の権利の移転は認められず、よてBD間の代物弁済はよて、BからDに甲の所有権が移転したとはいえないことになる。

(2) 即時取得の要件は、①取引行為 ②善意 ③公然 ④動産の占有 ⑤善意 ⑥無過失である。

(3) ③、すなわちDはBとの間で代物弁済により、甲を取得している(①)。その動産は、善意に譲り受けた(②)、隠匿して居るわけでもない(③)。

(4) ⑤善意とは、取引時に、取引相手が無権限者の所有権を有していないことを知らなかったことである。BはDに代物弁済すると、甲を甲の所有権者として譲り受け、説明して、Bは甲の所有権者であると思っている。よて、Bが甲の所有権者でないことを知らなかった(⑤)のは正しい。Dは、

② 2

第

(3) 52. ②の主語は「I」。

第 問

4. 請求1 甲について
 (1) 甲は、①から、Dは無所有権者である。②から、Cも甲について無所有権者である。従って、甲の所有権は、Aに帰属する。よって、Aは、甲の所有権を返還請求権として、Cにたいし、甲の返還を請求するに付して、請求し得る。
 5. 請求2 Aの返還は、いまだと前出413。
 (1) したがって、Cは、甲に占有所有権を主張して、その返還を(国庫関係) Aにたいし、甲の占有を失うといふ不利益を被る。よって、Cが甲を占有し、返還するの目的は存在しない。よって、AはCにたいし、返還請求し得る。
 (2) 然るに、BはDが甲について所有権を有している時期に、Cが占有権を行使し、この時期は、甲は返還請求権を有する。
 (3) よって、AはCにたいし、令和2年5月1日から、甲をAに返還するまでの間の使用料を請求し、不当利得として請求し得る。
 (4) (国庫関係) Cは、Eの
 (1) 契約①の内容は、Eが、令和3年4月6日から10月まで、A事務所にて乙様との出張旅費を管理し、毎月4日報告をすることである。
 (2) その出張旅費については、どのような条件を定めた。契約解除は、契約又は、契約の履行、取引上の安全を確保するため、契約①の履行は、Aが、Eに、乙様と合意した金額に毎月(または)から支払う。AはEにたいし、乙様の費用をEに、Aは乙様の乙様と合意した金額を支払っている。つまり、AはEの出張旅費を信託して、その出張

15/1

17/2

18/1

第 問

1 法について定むるに、Eに ~~指~~ 任せているといふ。さて、指方法について、~~指~~
2 契約①には定めてあるが、Eの自由であるとして解する。
3
4 3) また、乙校に合格といふのは 100% 実現可能なもので ~~指~~ ありたいとい
5 い以上、契約①で、A社が全額を乙校に合格させる ~~こと~~ という約束
6 の実現は契約内容となっていない。かくして、乙校に合格を向けて指す
7 手段は債務で、Eは負っている。 *金銭債権は内債である。*
8
9 *何故か？ 乙校は内債か？*
10 (注) 2) ①、
11 1. 請求。 ~~指~~
12 (1) A社、契約①に基づいて、Eに指方法を命ずるという債務不履行
13 がある。かつ、指方法を命ずるには、契約①で解するといふ債務を
14 している。このため、契約①は債務解除である(541号)ゆへ、EはEに
15 契約①による ~~指~~ 債務を請求してよいと主張する。
16 (2) (1) 注) 2) ①で、指方法(すなわち、Eは指方法を自由に行)を命ず
17 くて、~~指~~ 指方法についてAの要する義務を負うまい。 *乙校は内債である。*
18 また、公序良俗に反するもの指方法がない債務でEは当然に負うこと。
19 Eの指方法は ~~金銭~~ ~~指~~ 乙校に合格に必要の課題を定む工程と
20 なるものである。これはEの合格を確保するために必要の指
21 方法であると主張できる。然るに公序良俗に反するものではない。
22 (3) また、Eに債務不履行がある以上、Aは契約①の解除を主張
23 して、債務を消滅させる。 *→ 債務解除は内債である。 契約*
24 (4) 更に、Eは契約①に ~~指~~ 基づいて、甲社に指方法(すなわち、~~指~~ 乙校に
25 全額 67 万円を請求して、請求は ~~指~~ 認められ

+1

21

① 1/2

（第 問）

2. 請求4 ~~×~~ 前被 ~~×~~

(1) 契約①は有効なものである。Eは債務を履行していないから、Eは報酬を得るからとAは反論する。

(2) (1)に、請求を行って債務を履行したEが「債務を履行して得た利益」は、~~AがEの請求を拒否することによる。おて、EはEの債務を履行して得た利益をEが得たからと主張する。~~

に反して、債権者Aは、債務者Eに対し、反論を付して、9月10日の西暦西州計1200万の支払いを拒否することから（536号2項）

(3) もともとの反論は、EはAに請求をしないから、Eは新債の主張請求を行なうことができないが、Aは請求をしたから、EはAの請求の全額で、世帯請求を行ない、150万をえている。この分は、536号2項後段に於て、1200万が支払われており、請求4は、1200万から150万を除いた1050万の範囲で認めらる。

[設問3] (1) ~~請求4は認められず。~~ 4/40

(1) Fは債権者Aの知らない内、Hと連帯保証人契約を締結する。このとき有効か。

(1) この契約は、主債務者Aと主Hも同じ債務を負担する。債権者の債務を受ける。それ、主債務者は、債務を履行していない。これ、他に連帯保証人があるから、文句をいえない地位にある。

(2) おて、40号2項より、FはAの承諾又はAの通知なしに、Hと連帯保証人契約を締結して、~~請求4は認められず。~~

2. おて、FはHに対し、支払いを拒否する。

Fの目録
Aの目録
45.5

第 問

(1) まず、債権の消滅時効は5年で完成すると3 (166号141号)。HのAに対する債権は、消滅時効が完成している。これにより、連帯保証人FはHに対して主張できなくなる (457号141号)。FはHの請求を拒否する。

(2) 次に、Hの500万円の請求権と、Aの100万円の請求権は、~~同様に~~ 弁済期である。同様に履行期が到来すると (533号)。これによりFは主張できなくなる (457号2項)。FはHの~~請求~~ 請求を拒否する。

(3) 次に、AはHに対し、100万円の損害賠償の請求権を主張できると、FもHに対し、~~同様に~~ 100万円分について支払いを拒否する (457号3項)。

(註明) の

(1) 457号の準用341号により、受取は~~消滅時効~~ 消滅時効である。連帯保証人毎に効力が及ぶ。

(2) 他方、連帯保証人は、弁済しきれない限り、各自の負担分を弁済する義務を負う。本件で、負担分の弁済は、弁済期が到来する。FはAとGに、100万円を~~支払~~ 請求する。

他方、AはHに弁済の義務を負っており、~~弁済~~ 弁済の承認を請求する。

(3) Fも弁済してAに対して保証債務を有する以上、これによってHの負担は軽減されていると解する。

23
7/8
456
+2

21/100

第 1 問

第1 設問1

19/35

1. (1) ① における C の主張の根拠

D は、甲の所有権を即時取得 (民法 (以下、法文省略) 192 条) し、C は D から甲を借用賃借 (693 条) している。

(2) この主張の是非

即時取得 (192 条) の成立要件は、① 有効な取引行為にあり、② 平穩、公然、公然と、③ 動産の、④ 占有を開始し、⑤ 占有開始時に善意であること、⑥ 善意であることについて無過失であることである。

本件において、B が弁済期が到来した D に対する借入金債務の弁済に代り、甲を C に貸与したとき、D に返次するときは、代物弁済契約 (422 条) として、有効であり、① をみたす。また、② をみたす。工作物である甲は、動産 (562 条) であり、③ をみたす。④ 占有を開始したときは、指図人による占有移転 (184 条) も含まれる。本件で、B は、C に対して、以前に甲を D のために占有する旨を指示し、D は返次して、D は占有権を取り戻したので、④ をみたす。⑤ 「善意」 (192 条) とは、特約事項を知らず、

なく積極的信賴を言うところ、つまり、占有開始時に、前主が真の権利者であると積極的信賴していたことをいう。本件では、B は、D は、甲は中古機械の販売業者が買ったものと虚偽の説明をして、D は、B の説明を信じているので、D は、占有開始時に、前主が真の権利者であると特約事項に

信賴していたという「善意」といえる。⑥ 過失とは、注意義務違反を指し、不審がある場合に調査を怠った場合には注意義務違反があることになる。本件では、甲に所有者を示すプレート等はなく、他に不審な点もないので、注意義務違反はなく、無過失といえる。⑦ 甲の所有権

取得は、D は、甲の所有権を即時取得 (192 条) し、C は D から甲を借用賃借 (693 条) している。

⑧ 甲の所有権取得は、D は、甲の所有権を即時取得 (192 条) し、C は D から甲を借用賃借 (693 条) している。

⑨ 甲の所有権取得は、D は、甲の所有権を即時取得 (192 条) し、C は D から甲を借用賃借 (693 条) している。

⑩ 甲の所有権取得は、D は、甲の所有権を即時取得 (192 条) し、C は D から甲を借用賃借 (693 条) している。

第 1 問

1 は A であり、甲が A から盗み取った 15 月 1 日、B が盗み取った後、甲を盗み見し、所有者が盗み取ったものだと見て、甲を村に帰すことにした。

3 甲は無主物 (239 条) ではない。甲について、B は無主物を盗み取った。

したがって、即時取得が成立し、D は甲の所有権を善意取得している。

5 したがって、B が甲を盗み取った 24 月 1 日に、D は甲の所有権を善意取得した。C は、D から甲を借用貸借 (593 条) 契約を、24 月 15 日に結んだと見られる。したがって、この主張は誤りである。

2 (1) ① における A の主張の根拠

9 即時取得における占有の開始とは、B が甲の占有を盗み取った後、C が甲を現実に支配する状態に変わった。この指図による占有移転 (184 条) は、成立しない。即時取得 (192 条) は成立せず、D は甲の所有権を取得したとはいえないものである。

12 (2) この主張の誤り

14 したがって、占有改定 (183 条) と同様、指図による占有移転 (184 条) は、外形上は、占有の状態で変化しない。しかし、指図による占有移転は、「代理人」に対して「本人」が命令し、「本人」が承諾するという、外形上の動きがあり、静的安全と取引の安全の両方がとれており、「占有」の開始にある。したがって、この主張は誤りではない。

20 3. (1) ① における A の主張の根拠

21 D が甲の所有権を即時取得したとしても、甲の所有権は、

22 A である。C は A の請求に基づいており、したがって、所有権に基づく返還請求等は、所有権 A ができるからである。

第 1 問

(2) 即時取得の主張の可否

即時取得の効果は、所有権の原始取得であり、善意取得が成立すると、元の所有者の所有権は、一物一権主義からして、~~減少~~消滅する。

したがって、Dが甲の所有権を原始取得した結果、Aは所有権を失ったので、この主張は妥当ではない。

4. 請求の可否

請求は、所有権に基づく甲の返還請求であり、① Aの甲所有

② Cの甲所有が認められる場合にこの請求は認められる。本件で③は認められるものの、上述のように甲の所有はDにまであり①は認められず、したがって請求は認められない。 (93条は?)

5. 二者の平等

二者の平等は、不当利得返還請求権(703条)である

これを認めるためには、①受益②損失③①と②の因果関係④法律上の原因がまいることが必要である。

Cは、甲車を無償で利用し、受益している。(中充足)

そして、所有者Aは、その間、甲車を利用せず、損失を被っている。(②充足)

また、①と②には、因果関係も認められる。

しかし、5月10日から5月14日まで、Cは、甲の権利をAで

あることを知っていたので、189条の「善意」に、注文料の貸料も

含まれるので、貸料相当額は、189条に於いて、法律上の原因がある

となる。また、5月15日以後は、Aは甲所有ではないので、Dの返還を

使用貸借としてあり、返付上の原因である。したがって、④をみたさない

第

問

したがって、請求2 も認められたい。

第2 疑問2 7/25

1. (1) について。

契約①によるEの債務の内容は、乙校定の高い合格実績を
うたう競争標準を開改しているEが、Aの従来5年間の出欠標準
の開改なし、Aの従来を一人でも多く乙校定に合格させることで
あり、本件標準の内容については、Eに内容の決定権があるといえる。

なお、契約①の月額報酬60万円及び同年の乙校定の合格
者数に依り成功報酬の金、5か月間等のAE間の金以外に
くわしい内容についての定めはなく、月額60万円は、Eの従来標準よりも
高額であったので、Eの従来標準以上の水準であることが、黙示の合
意となっていたからである。

また、結果債務ではなく、手段債務であり、違約契約では
なく、委任契約の性質を有すると考える。

なぜなら、上述のとおり、Eの成果が上げれば報酬が上がる仕組み
なのであるからである。

2 (2) について。

(1) 請求3 について

契約①によらず、8月分の月額報酬60万円の支払い請求は認めら
れるが、Aからしては、Aの従来で本件標準を管理している30名全員の
適切に受講して、20名は出席していたから、債務の旨に依り、大層行
がされているので、請求3は認められまいと判断する。しかし、上述のとおり、
契約①の債務の内容は、Eの高い結果を求めた委任契約であるからして、

第 問

最終的に、乙株主に全株主のAの健康保険料1人でも多ければ、Aの従業員全員を全株主と見做し、健康保険料の結果債務では無い。したがって、Eは本旨に従った原則としており、請求は認められる。

(2) 請求4は、

(1) 536号22に於き、9月、10月に限らず、120万円を請求する。

又、709号に於き、120万円を請求する。

(2) Aは、解任(542号2号)しており、請求4は認められ
ないとする。

しかし、Aの解任は、「使役主」Aの利益を目的とするものであり、(543号)認められず。また、Eは、夫々と
関係に於き、Aの主にかかり、主たる、専断を行使したか
らである。

したがって、536号22に於き、120万円を請求してはならない。

(3) また、709号の要旨は、「株主」に於て、9月、10月の請求を
する。しかし、Eは、同年10月、別の企業に於て2月分の
出払請求を行い、乙の報酬として15万円を行使し(536号222号)
120万-15万=105万の請求のみ認められる。①

(3) 又、709号の要旨は「株主」に、9月、10月の請求の関係をAが
行使し、105万円の請求をEに行使せしめており、105万円の請求が
認められる。②

(4) 請求4は、105万円の請求で認められる。③に、④は
請求が認められず。

第3次問3 4/40

1 (1) に於て.

2 Fは、令和15年5月1日の時点で、Hに対して500万円全額を支払
3 金拒否したことかて来る。なお、Hは、令和10年4月1日より
4 5年が経過し(16条1号)。時効を放棄(145条)した。Fは、未仲償還債
5 権は消滅するからである。

6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23
また、令和10年6月20日、AはHに対して本件債務の弁済の差し
止めを求め訴訟提起している。訴訟に於ける時効の更新(152条)は、
16 17 18 19 20 21 22 23 153条1項)に基づき、上記結論を左右しない。 457条1項!!

2 (2) に於て、また、Fは、この事実を知らなかったものである。信義則上
時効放棄権を行使できるとする。Hは、時効の利益は生じていないので、上
記結論を左右しない。

2 (2) に於て.

(1) Fは、AがHに対して、各々求償することかて来る

(2) また、その額は、Aに対しては、300万円全額、Gに対して
1元は、負担割合が1/2ずつであり、442条1項により、150万円を未
償として支払う。

Lif

第

問